第36号 平成26年11月7日発行

公益認定等委員会 発行

新公益法人制度の施行から平成25年11月までの5年間にわたる移行 期間が満了し、公益法人制度は大きな節目を迎えました。新公益法 人制度の運用を担う機関である公益認定等委員会の平成25年度にお ける取組や活動を取りまとめた「公益認定等委員会の活動状況」を 公表しました。 (関連記事2, 3ページ)



※詳しくはP.5をご覧ください。

目 次

- P.2··平成25年度における 「公益認定等委員会の活動況」 について
- P.4・・ テーマ別セミナー 「寄附集め入門」について
- P.5・・ 公益法人の活動紹介 「公益財団法人 東京観光財団」
- P.6・・ 申請サポートに関する・情報 その他



■公益財団法人

東京観光財団■

魅力あふれる東京をコンテンツ別、ジャンル 別に紹介し、その活動は幅広く、海外に向け ても発信している法人です。海外の方だけで なく、日本人の私達が知らない東京を発見で きるかもしれません。

10月末現在の法人数等

			公益法人数	税額控除	一般法人数
			公量伝八数	法人数	(注)
内閣府	社	団	772	100	1,132
	財	団	1,558	294	952
都道府県	社	団	3,307	94	5,435
	財	団	3,645	376	3,184
台	計		9,282	864	10,703

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成26年10月31日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続 についてはホームページを御覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/





平成25年度における 「公益認定等委員会の活動状況」について

■公益法人informationでは、より詳しい内容を掲載しています。そちらも合わせて御覧ください。 https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/koeki/pictis_portal/common/portal.html

公益認定等委員会は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律 第49号)第48条の規定に基づき、平成25年度における委員会の活動状況を取りまとめ、10月20 日に公表しました。

■平成25年度における取組

平成25年11月をもって、施行以来5年間に渡った移行期間が満了し、公益法人制度は大きな節目を迎えました。平成25年4月1日に発足した第三期の委員会は、これまでの方針を引き継ぎ、移行期間の最終年である平成25年度において、「柔軟かつ迅速な審査」に努めるとともに、行政庁(内閣府)と連携して申請法人に対する支援等を行うことにより、大きな混乱なく新制度への移行を実現しました。

また、新公益法人制度の真価が問われるのはこれからであるという認識に立ち、法人における自己規律の意識を促すことに努めるとともに、法人との対話に取り組んでいます。

●申請法人に対する支援等

特例民法法人に移行期間中早期の申請を促すため、窓口相談の実施、相談 会の開催等各種サポート策を実施しました。

●積極的な広報

「公益認定等委員会だより」を毎月発行したほか、HPの改修等を行いました。

●制度改善等の取組

認定法施行規則の改正や、FAQの修正等に取り組んだほか、平成25年7月には、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、「公益法人の会計に関する研究会」を設置し、議論を進めています。

●公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング

公益・非営利セクター の活性化・国際化、公益法人のガバナンスの確立を テーマとして、関係団体及び有識者からのヒアリングと意見交換を実施しました。

●公益法人の自己規律を求める声明

不祥事が相次いで明らかになった法人に関して、認定法に基づく初めての勧告を発出するとともに、全ての公益法人における自己規律の確保を改めて呼びかける声明を発表しました。

●東日本大震災への対応

所得控除の対象となる指定寄附金の確認を新たに1件行いました。

■公益認定等委員会の事務処理状況(申請の審査等)



平成25年度においては、263件の公益認定・移行認定と78件の変更認定を行いました。このほか、411件の移行認可と29件の変更認可を行いました。

900 833 800 ■公益認定+移行認定 700 ■変更認定 577 600 515 500 400 263 300 200 127 78 53 100 30 0 5 0 平成20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度

●公益認定・移行認定件数と変更認定件数の推移

■公益認定等委員会における温かい審査の背景(コラム)

公益認定等委員会では、法人の創意工夫や自主性を尊重し、法人の協力を得ながら柔軟かつ迅速で「温かい審査」を心がけています。これは、公益法人制度改革の趣旨に沿った方針です。

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが一層多岐にわたる中で実施された公益 法人制度改革は、事前規制型の主務官庁制から、法定化された公益性の基準の下で、 法人の自己規律とそれを支える情報開示を基本とする制度への転換を図るものでした。 「温かい審査」という方針は、正にこの事前規制型行政からの転換を示すものです。 同時にそれには、法人による自己規律を促すための事後の適切な監督の仕組みとそ れらを見守る国民の関心と視点が重要となります。

■公益認定等委員会の事務処理状況(監督)

平成25年度において、公益認定等委員会は、27件の報告徴収を行うとともに、必要な措置を取るべき旨の勧告を行うよう内閣総理大臣に対して3件の勧告を行いました。 また、内閣府とともに151件の立入検査を行いました。

なお、移行法人に対する報告徴収、勧告、立入検査等の実績はありませんでした。



第6回テーマ別セミナ

「寄附集め入門」を開催しました



10月15日、これから寄附集めに積極的に取り組もうとしている法人を対象として、「**寄附集め入門**」をテーマとするセミナーを開催し、約50法人から約70名の方々に御参加いただきました。

当日は、NPO法人日本ファンドレイジング協会の 徳永洋子事務局長より、寄附集めのポイントや成功事 例について御講演いただきました。以下では、その内 容を簡単に御紹介します。



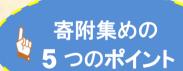
2 組織体制の整備

理事やボランティアの方々に 寄附集めに協力してもらいま しょう。寄附の呼びかけや、寄 附者の名簿作り、お礼状の作 成など、やるべきことはたくさ んあります。

1 寄附者の立場になる

寄附集めでは、活動に共感・納得・信頼をしてもらえるようアピールすることが大切です。寄附者が寄附先を選ぶ際に特に重視することは

- ●活動の趣旨や目的に賛同・共感 できること
- ●寄附金の使い道が明確で、有効 に使ってもらえること
- ●寄附の方法がすぐに分かり簡便であることの3つです。





3 多彩なたューの用意

寄附の選択肢を多く用意しま しょう。

例えば、使途自由の会費だけでなく、イベントやキャンペーンを行う際に寄附金を募集したり、使途を限定した会費を用意することで、寄附者の多様な関心に応えられるようになります。



気軽に寄附を行えるように、寄附金額や決済方法を選べるようにしましょう。 オンラインショッピングのように、寄附金もクレジットカードで払うことができると便利です。



5 ツールの作成

活動を紹介するパンフレットやHPを作成しましょう。活動に興味のない人が読むことを前提に、専門用語を使わず、わかりやすさと見やすさを意識して作成しましょう。

成功事例から学ぶ10のポイント

- ①魅力的なネーミングにする
- ②寄附金と寄附金付商品の価値をつなげる
- ③何円の寄附金で何ができるかを明確化する
- ④一口の金額を選べるようにする
- ⑤金銭ではなく、寄贈品による寄附を受け付ける
- ⑥ゼロ円の寄附でできるクリック募金を導入する
- ⑦デザインやシンボルで訴求力をアップする
- ⑧寄附者をたたえる
- ⑨楽しみながら寄附できるようにする
- ⑩記念日のお返しを寄附につなげる

併せて、内閣府職員から公益法人の寄附金税 制についての説明を行いました。

内閣府では、今後も寄附についてのセミナー開催を検討しております。開催を希望するテーマや 内容がありましたら、御意見をお寄せください。

(連絡先) koueki-info@cao.go.jp

~公益財団法人 東京観光財団~

内閣府認定

東京観光財団は東京商工会議所と民間企業・団体が出捐する公益財団法人で、昭和10年10月設立の東京府観光協会を前身とし、昭和36年10月設立の社団法人東京都観光連盟、平成9年12月社団法人東京コンベンション・ビジターズ ビューローへの改組を経て、平成15年10月に財団法人東京観光財団として改組・設立されました。今日、少子高齢化が本格化する中にあって「観光立国」の実現は、わが国が発展を続けるために不可欠な政策となり、「観光振興」は消費拡大や雇用創出などの幅広い経済効果とともに、人々が誇りと愛着を持つ活力に満ちた地域社会を実現する重要な課題となっています。東京観光財団は、都内唯一の「広域観光団体」として東京都、東京商工会議所、民間企業、地域観光団体との連携を図りつつ、さらなる「観光振興」を図るため、平成23年4月から内閣府より公益財団法人の認定を受けて、新たな一歩を踏み出すこととなりました。

■活動内容



東京の観光公式サイト

■ウェブサイト

東京の観光公式サイト 「GO TOKYO」で 東京の総合的な観光情報 に加え、旅行者が求める 人気スポットや店舗情報 などを8言語・9種類で発 信しています。



■観光情報センター

都庁、京成上野、羽田空港及び全国観光PRコーナー(都庁)を運営して観光情報を提供するとともに、東京都観光ボランティアと連携して都庁案内ツアー等を実施しています。

■東京シティガイド検定

東京への関心や愛着を持つ 人々を増やし、東京の魅力を 紹介できる人材の育成を目指 して検定試験を実施していま す。

■ウェルカムカード

公式ガイドとして、ハンディガイド及びハンディマップを8言語9種類、4地域のエリアマップを4言語作成し、東京観光情報センターをはじめ、東京観光案内窓口等で無償提供しています。



ウエルカムカード

■観光プロモーション

欧米豪、アジアの各都市で、東京への旅行者を誘致するさまざまなPR・セールス活動を行うとともトルス活動を行うとともトロルスディアを東京におおいるメディアを東京にしておいるのではます。

■インセンティブ(報奨旅行)企業会議の誘致

■学協会系コンベンションの誘致・開催支援

官公庁、JNTO、JCCBが共催するミーティングエキスポ(IME)に民間事業者と連携して共同出展し、東京へのコンベンション誘致を促進しています。



IME2012(東京国際フォーラム)

海外で開催されるトレードショーに出展して商談を行い、開催地としての東京の魅力を積極的にPRして有望な顧客を獲得し、海外からの企業会議・インセンティブ誘致を促進しています。また、ウェルカムレセプションなどの機会に伝統芸能等のアトラクションやギフトを提供しています。



国際相互理解や将来の訪都旅行につなげるため、学校交流のマッチングに積極的に取り組むとともに、学校関係者を対象とした説明会の開催や訪問交流の支援活動等により、海外青少年の教育旅行の受入を促進しています。







公益認定申請サポート・ 法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

<窓口相談>(要事前申込)

- ●1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。
- ※12月の窓口相談は、11月5日(水)で締切りました。 1月分については11月末から募集を開始する予定です。

電 話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri@cao. go. jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

電 話 03-5403-9669

時間 平日10時~16時45分

■法人運営・公益認定申請について、 弁護士・会計士等に相談したい法人■

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等) による相談会を全国で開催しています。(1法人につき 1時間程度) 12月の開催日程は下記のとおりです。 (詳細は公益法人informationを御覧ください。)

- ◆12月5日(金) 福岡県で開催予定(申込受付中)
- ◆12月9日(火) 東京都(近日申し込み開始予定)

■その他のサポート■

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電 話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

6※謝金は不要です。

■テーマ別セミナーの開催■ (要事前申込)

これから公益認定の申請検討に 着手される法人や、既に公益法 人として活動されている法人を対 象に、テーマごとに解説します。

■11月20日(木) 「公益法人の役員等の役割と 責任について」

https://www.koeki-info.go.jp/

電 話 03-5403-9558 FAX 03-5403-0231 メール sodan-juri@cao.go.jp



紫华!

ホームページ及び委員会だよりで 活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行) 及び「公益法人information」サイトで、法人の 活動紹介を行っております。多くの方に活動を 知ってもらう機会になりますので、奮って御応 募ください!

現在は、74法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



●「公益法人 information」 トップページから、公益法介を の活動紹介を 御覧ください。 活動する法人 を随時募集し ています。

問い合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係



電話:03-5403-9524

e-mail: koueki-info@cao.go.jp